

## 擁壁改修等にかかる助成制度の新設について

### (付議の要旨)

安全で災害に強いまち世田谷を実現するため、通学路沿いに設置されている安全上問題のある擁壁の改修等の費用の一部を助成する制度を新設する。

### 1 主 旨

近年、全国で地震や豪雨等による、がけや擁壁の崩壊被害が多発している。

区では、がけや擁壁の崩壊による土砂災害に備え、その防災対策を推進するため、「がけ・擁壁等防災対策方針」を策定し、所有者管理の原則に基づいて、私有地のがけや擁壁対策への支援に取り組んできた。

道路沿いのがけや擁壁が崩壊すると、人命被害が通行人に及ぶ可能性があり、災害時に区民の避難行動を阻害する恐れもあるため、防災対策の更なる促進が必要である。

特に通学路は、児童が日常的に使用する道路であり、かつ、災害時の指定避難所である区立小学校への避難で使用するため、最優先で防災対策を講じる必要がある。

については、区民の安全を確保し、安全で災害に強いまち世田谷を実現するため、通学路に面して設置されている、建築基準法に適合しない構造や劣化・損傷等、安全上問題のある擁壁の内、建築基準法で安全性の確認が必要とされ、建築確認申請の届出が義務付けられている2mを超える擁壁の改修等を促進することとし、その費用の一部を助成する制度を新設する。

### 2 これまでの取り組み

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」を平成28年10月に策定し、主に次のようなことに取り組んでいる。

- ・平成29年度から土砂災害特別警戒区域内の住宅等への改修や移転に対する国の補助制度を活用した支援制度を設けている。
- ・ハザードマップの配布による土砂災害(特別)警戒区域の周知、セルフチェックシートを活用による擁壁等の自己診断の促進、がけや擁壁に関する専門家の派遣などに取り組んでいる。

### 3 制度の概要

#### (1) 助成対象

区内全域の通学路に面する擁壁について、安全上問題のある擁壁の改修工事や、擁壁の新設工事のうち、次の～に該当するものを助成対象とする。

改修・新設後の擁壁の高さが2mを超えるもの

建築基準法等の基準に適合し、検査済証を交付されること

宅地造成等規制法の許可を受け、検査済証を交付されること

は必須、は宅地造成等規制区域内の場合

なお、不動産売買に伴う擁壁の改修及び新設工事は対象外とする。

( 2 ) 助成対象者 助成対象となる工事を行う擁壁の所有者(個人)  
ただし、共有物等は、共有者全員の同意が得られた場合に限る。  
なお、住民税を滞納している者は対象外とする。

( 3 ) 助成割合 経費の1/3以内

( 4 ) 助成限度額 300万円

#### 4 所要経費

平成31年度予算(予定): 900万円(300万円×3件)

助成は年度予算の範囲に限るものとする。

特定財源については、社会資本整備総合交付金のうち「地域住宅計画に基づく事業」の提案事業が該当する。計画に位置づけは可能だが、既に当区では他事業に充当しているため、平成31年度の特定財源導入は見込めない。

#### 5 今後のスケジュール(予定)

平成31年 2月 都市整備常任委員会報告  
助成要綱制定

4月 助成制度運用開始